

第 I 部 EU（欧州連合。以下「EU」という。）について（EU の法制の概要を含む。）

[資料出所] 特記しない限り、「外務省 国・地域」中の「**欧州連合（EU）**」：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>（令和 2 年 8 月 26 日版）による。

I EU の概況

一般事情

1 欧州連合（EU : European Union）の概要

欧州連合条約に基づく、経済通貨同盟、共通外交・安全保障政策、警察・刑事司法協力等のより幅広い分野での協力を進めている政治・経済統合体。

経済・通貨同盟については、国家主権の一部を委譲。域外に対する統一的な通商政策を実施する世界最大の単一市場を形成している。その他の分野についても、加盟国の権限を前提としつつ、最大限 EU としての共通の立場を取ることで、政治的にも「一つの声」で発言している。

2 加盟国（27 か国）

アイルランド イタリア エストニア オーストリア オランダ キプロス ギリシャ クロアチア スウェーデン スペイン スロバキア スロベニア チェコ デンマーク ドイツ（加盟時西ドイツ） ハンガリー フィンランド フランス ブルガリア ベルギー ポーランド ポルトガル マルタ ラトビア リトアニア ルーマニア ルクセンブルク（英国は 2020 年 1 月 31 日を以て EU を離脱）

3 総面積

429 万平方キロメートル（日本の約 11 倍）

4 総人口（2019 年）

4 億 4,682 万人（Eurostat）（日本の約 3.5 倍）

5 略史

年月	略史
1952 年	欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）設立（パリ条約発効）。原加盟国：フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブ

年月	略史
	ルク
1958年	欧州経済共同体（EEC）、欧州原子力共同体（EURATOM）設立（ローマ条約発効）
1967年	3共同体の主要機関統合
1968年	関税同盟完成
1973年	英国、アイルランド、デンマーク加盟
1979年	欧州議会初の直接選挙実施、欧州通貨制度（EMS）導入
1981年	ギリシャ加盟
1986年	スペイン、ポルトガル加盟
1987年	「単一欧州議定書」発効
1992年末	域内市場統合完成
1993年11月	マーストリヒト条約発効
1994年1月	欧州経済領域（EEA）発足
1995年1月	オーストリア、スウェーデン、フィンランド加盟
1999年1月	経済通貨同盟第3段階への移行（ユーロの導入）
1999年5月	アムステルダム条約発効
2002年1月	ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
2002年7月	ECSC条約の失効、ECSC解消
2003年2月	ニース条約発効
2004年5月	中東欧等10か国が加盟
2007年1月	ブルガリア、ルーマニア加盟
2009年12月	リスボン条約発効
2013年7月	クロアチア加盟
2020年1月31日	英国、EUを離脱

経済

1 GDP (出典：IMF World Economic Outlook Database, October 2019)

18兆7,368億ドル(2018年) (注)英国分のGDPを含む。

2 一人当たりGDP(購買力平価ベース) (出典：IMF World Economic Outlook Database, October 2019)

43,187米ドル(2018年) (資料作成者注：日本の一人当たりGDP(2018年)は、39,300米ドルであるので、EUの一人当たりGDP(購買力平価ベース)は、日本の一人当たりGDP(2018年)の約109.9%に相当する。)

3 主要経済指標

	2019年	2020年 見通し	2021年 見通し
実質GDP成長率	1.5%	-8.3%	5.8%
インフレ率	1.4%	0.6%	1.3%

(欧州委員会2020年夏の間接経済見通し：英国を除くEU27か国)

	2019年	2020年	2021年 見通し
失業率	6.7%	9.0%	7.9%
財政収支(対GDP比)	-0.6%	-8.3%	-3.6%

(欧州委員会2020年春の経済見通し：英国を除くEU27か国)

4 貿易総額(EU28か国) (出典：Eurostat)

(1) 輸出

1兆7,270億ユーロ(2019年、EU域外)

(2) 輸入

1兆7,010億ユーロ（2019年、EU域外）

5 主要貿易相手国（2019年）（出典：Eurostat）

(1) 輸出

米国（22.0%）、中国（11.0%）、スイス（7.9%）、ロシア（4.5%）、トルコ（3.6%）、日本（3.4%）、ノルウェー（2.7%）

(2) 輸入

中国（20.5%）、米国（14.3%）、ロシア（7.7%）、スイス（6.5%）、トルコ（3.9%）、日本（3.6%）、ノルウェー（3.5%）

6 通貨

1999年1月にEU加盟国中11か国で単一通貨ユーロを導入（ユーロ貨幣の流通は2002年1月から）。2001年1月にギリシャ、2007年1月にスロベニア、2008年1月にマルタ、キプロス、2009年1月よりスロバキア、2011年1月よりエストニア、2014年1月よりラトビア、2015年1月よりリトアニアが加わり、参加国は19か国に拡大。

7 為替レート

1ユーロ=121.67円（2019年2月7日～2020年2月8日の平均 欧州中央銀行）

8 財政

予算額（2019年）約1,658億ユーロ

9 経済概況

ユーロ圏の実質GDP成長率は、2020年-8.7%に縮小し、2021年は6.1%にまで回復すると見込まれている。

EUについては2020年-8.3%に縮小し、2021年は5.8%にまで回復すると予測される。そのため本年のGDPの縮小は、前回見通し（ユーロ圏が-7.7%、EUが-7.4%と見込まれていた。）以上となる見込みである。2021年についても、成長率は前回見通しに比べわずかに下がる見込みである。

EUと英国が将来の貿易関係について合意を逸した場合には、成長率は更に低下する可能性がある（特に英国）。

より広い観点では、保護主義的政策やグローバルな生産チェーンからの過度な逸脱についても、貿易や世界経済にマイナスの影響を及ぼすこととなろう。

一方で、新型コロナウイルスのワクチンが早期に利用できる可能性など、上振れリスクもある。

（2020年7月、欧州委員会2020年夏の間接経済見通しを基に作成。EUは英国を除く27カ国の見通し）

日本・EU 関係

1 外交関係

1959 年

駐ベルギー大使を 3 共同体日本政府代表に任命。

1974 年

駐日欧州共同体委員会代表部設置（2009 年に駐日欧州連合代表部に名称変更）。

1975 年

欧州共同体日本政府代表部開設（1996 年に欧州連合日本政府代表部に名称変更）。

2 政治関係

1991 年 7 月の「日本・EC 共同宣言」（ハーグ）に基づき多方面にわたる密接な協力関係を構築。1991 年以来「日 EU 定期首脳協議」（EU 側より議長国首脳及び欧州委員長が出席。リスボン条約発効（2009 年 12 月）以降は、EU 側は欧州理事会議長及び欧州委員長が出席）を原則年 1 回の頻度で開催（前回 2019 年 4 月、ブリュッセル）。

3 経済関係

(1) 対日貿易

(ア) 貿易額（2019 年、財務省・貿易統計）

日本の輸出 8 兆 9,553 億円

日本の輸入 9 兆 7,222 億円

(イ) 対日貿易主要品目（2019 年、財務省・貿易統計）

日本の輸出 自動車、自動車の部分品、原動機

日本の輸入 医薬品、自動車、有機化合物

(2) 直接投資（2018 年、日本銀行）

(フロー)

日本の対外直接投資（日本→EU） 5 兆 3,369 億円

日本の対内直接投資 (EU→日本)	7,669 億円
(ストック、2018 年末時点)	
日本の対外直接投資 (日本→EU)	47 兆 2,710 億円
日本の対内直接投資 (EU→日本)	13 兆 6,495 億円

(参考) 資料出所：海外在留邦人数調査統計 (Annual Report of Statistics on Japanese Nationals Overseas)

平成30年要約版 (平成29年 (2017年) 10月1日現在)

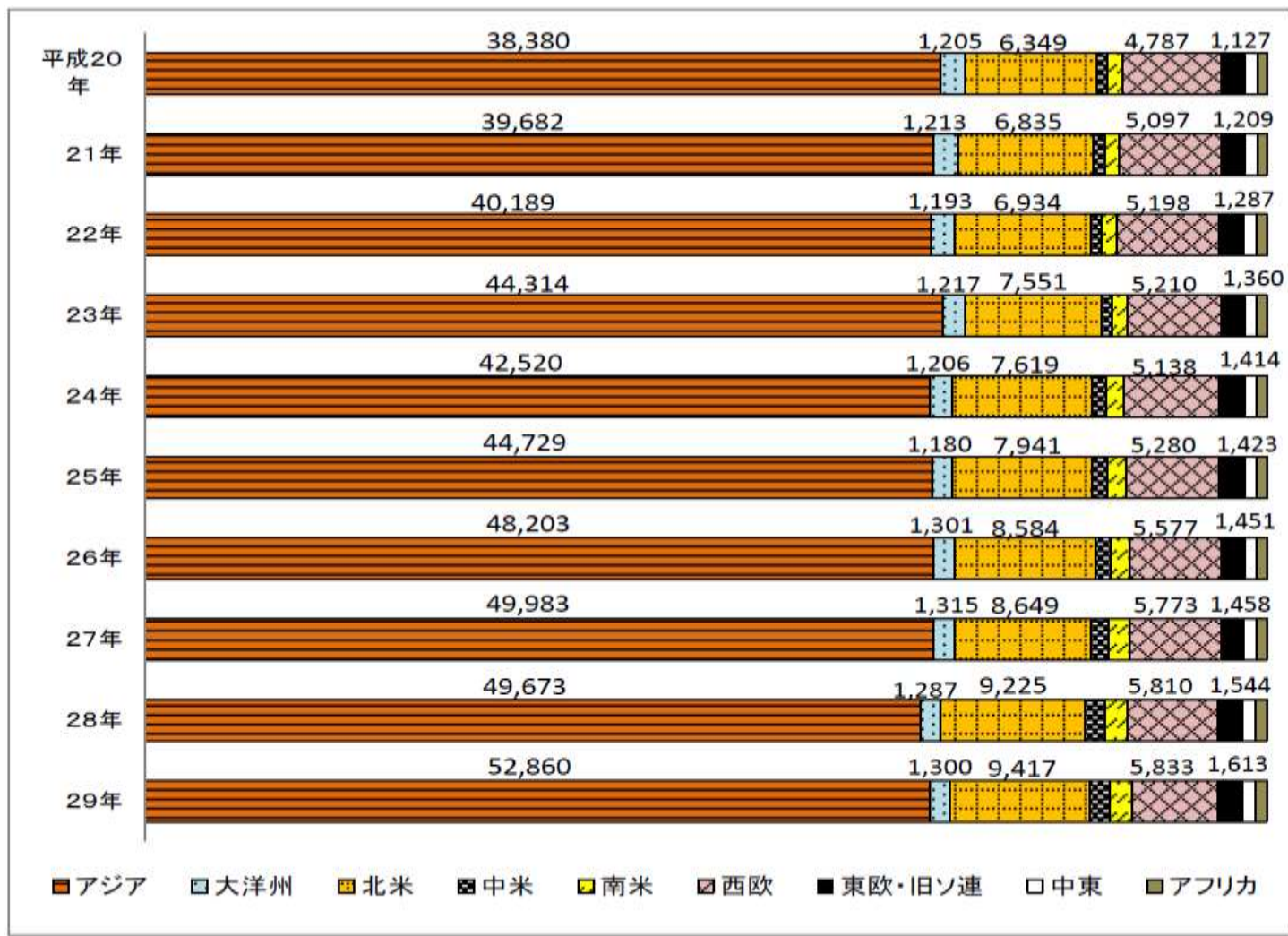
外務省領事局政策課

○上記の資料によれば、西欧に進出している日系企業拠点数は、5,833 (平成29年 (2017年 10月1日現在)、その前年は5,810である。

3.3 地域別日系企業(拠点)数推移

各年10月1日現在

(単位:拠点)



地域	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	全体比	前年比
アジア	38,380 +	39,682 +	40,189 +	44,314 +	42,520 +	44,729 +	48,203	49,983	49,673	52,860	70.0%	+6.42%
大洋州	1,205	1,213 +	1,193 +	1,217 +	1,206 +	1,180 +	1,301	1,315	1,287	1,300	1.7%	+1.01%
北米	6,349 +	6,835 +	6,934 +	7,551 +	7,619 +	7,941 +	8,584	8,649	9,225	9,417	12.5%	+2.08%
中米	526 +	556 +	582	614	709 +	844 +	985	1,130	1,290	1,386	1.8%	+7.44%
南米	712 +	725 +	779 +	832 +	1,004 +	1,118 +	1,102	1,378	1,402	1,450	1.9%	+3.42%
西欧	4,787 +	5,097 +	5,198 +	5,210 +	5,138 +	5,280 +	5,577	5,773	5,810	5,833	7.7%	+0.40%
東欧・旧ソ連	1,127 +	1,209 +	1,287 +	1,360 +	1,414 +	1,423 +	1,451	1,458	1,544	1,613	2.1%	+4.47%
中東	625 +	629 +	650 +	635 +	618 +	678 +	713	756	851	877	1.2%	+3.06%
アフリカ	457 +	484 +	520 +	562 +	560 +	584 +	657	687	738	795	1.1%	+7.72%
南極	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
全世界	54,168 +	56,430 +	57,332 +	62,295 +	60,788 +	63,777 +	68,573 +	71,129 +	71,820	75,531	100.0%	+5.17%

(注)「+」印は、企業(拠点)数の総数は不明であるが、当該数値以上の企業(拠点)があることを示す。

4 文化関係

日 EU の文脈でのセミナー等の知的交流のほか市民交流・文化交流の促進を目的とした様々な交流事業が実施されている。2015 年 6 月、俳句を通じた交流強化のため、ファン＝ロンパイ前欧州理事会議長に「日 EU 俳句交流大使」を委嘱した（委嘱期間 2 年間、2019 年 6 月に更新）。

5 要人往来（省略。必要がある場合には、次のウェブサイトアクセスされたい。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

6 日本・EU 間の条約・取極

1974 年

欧州共同体委員会の代表部設置・特権免除協定

1989 年

欧州原子力共同体との制御核融合協力協定

2002 年

相互承認に関する日本国と欧州共同体との間の協定（MRA）

2003 年

反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

2006 年

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

2007 年

日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定

2008 年

税関に係る事項における協力及び相互行政支援に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定

2011 年

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定

2011 年

日 EC 科学技術協力協定

2019 年

日 EU 経済連携協定（EPA）及び戦略的パートナーシップ協定（SPA）

政策

1 経済統合

(1) 関税同盟と共通農業政策（CAP）

経済統合の柱。加盟国間の貿易に対する関税・数量制限を撤廃し、域外に対する共通関税率と共通通商政策を適用。農業分野では、(ア) 市場の統一、(イ) 域内を優先させる輸出補助金や市場介入による域内価格の安定、(ウ) 財政の一体化を原則とする。第 1 の柱として、農家への直接支払いを導入。

2003 年 6 月の中間見直しにおいて、生産高とリンクした直接支払いから、生産要素と切り離し（デカップリング）、過去の受領額に応じた単一直接支払いを導入。また、第 2 の柱として、農村開発政策を強化した。2008 年 5 月には、CAP の実効性を再評価する「ヘルス・チェック」が行われ、デカップリングの徹底、環境保全等を条件とする支払い等が導入された。2013 年 6 月、2014 年～2020 年の CAP 改革について政治合意が達成され、より公正で環境に配慮した直接支払い、食料生産チェーンにおける農業者の地位の向上、効率性や透明性の向上等を実施することが発表された。

(2) 域内市場統合の完成

域内市場統合白書（1985 年）と単一欧州議定書（1987 年）に基づき、人・モノ・サービス・資本の移動が自由な単一市場を完成させるため、1992 年末までに物理的・技術的・財政的障害の除去を目的とした約 280 項目の自由化・共通化のための EU 法令を採択。2000 年に発出されたリスボン戦略に呼応し、残るサービスの自由移動の障害を除去するためのサービス指令が 2006 年 12 月欧州理事会で採択。

(3) 経済通貨同盟（EMU）

加盟国間の外国為替相場の変動率を一定の幅に抑えるため 1979 年より実施されていた欧州通貨制度（EMS）をさらに一歩進め、各通貨間の相場の固定と単一通貨の導入を行ったもの。欧州連合条約に盛り込まれた手続に従い、1994 年に後の欧州中央銀行（ECB）の前身である欧州通貨機構（EMI）を設立、各国の経済・財政政策の収斂を図り、物価の変動率や財政赤字の GDP に対する比率等に関する基準を満たした 11 か国が 1999 年 1 月 1 日より単一通貨ユーロを導入した。ユーロ貨幣の流通が開始されたのは 2002 年 1 月 1 日。2001 年 1 月にギリシャ、2007 年 1 月にスロベニア、2008 年 1 月にマルタ、キプロス、2009 年 1 月にスロバキア、2011 年 1 月にエストニア、2014 年 1 月にラトビア、2015 年 1 月からリトアニアがユーロを導入し、現在、ユーロ圏は 19 か国。

2 政治統合

1993年に発効した欧州連合条約（マーストリヒト条約）に将来の防衛分野での協力も視野に入れた共通外交・安全保障政策（CFSP）、加盟国国民に共通の市民としての基本的な権利（地方自治体選挙権等）を認める欧州市民権の導入、司法・内務分野の協力等が盛り込まれた。これに基づき、主要な国際問題に関する共通の行動や、移民、国境管理、テロ・麻薬対策などに関する協力を行っている。特に、1999年のアムステルダム条約発効以降、CFSPが強化され、安全保障分野についても、これまでに文民・軍事両面で30を超える危機管理ミッション（ESDP。ただしリスボン条約の発効によりCSDPに改名）がアフリカ、中東、アジア等に幅広く派遣され、国際社会の平和と安定に貢献している。また、2009年のリスボン条約発効により外務・安全保障政策上級代表ポスト（現モゲリーニ上級代表）が創設された。2010年7月に欧州対外活動庁（EEAS）の設置が決定され、2011年1月に正式発足した。

3 警察・刑事司法協力

従来から政府間協力の枠組みで実施されてきた司法・内務分野における協力がマーストリヒト条約においてEUの活動に取り入れられ、1999年のアムステルダム条約発効に伴い警察・刑事司法協力と改称された。2001年9月11日の米国における同時多発テロ発生以降、同分野での協力が急速に進展している。

なお、リスボン条約発効により3本柱構造が廃止されたが、警察・刑事司法協力に関する政策分野についての政府間協議は一部で残ることとなっている。

4 EU拡大

1958年（EC）原加盟国：

ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク

1973年（EC）第1次拡大：

英国、アイルランド、デンマーク

1981年（EC）第2次拡大：

ギリシャ

1986年（EC）第3次拡大：

スペイン、ポルトガル

1995年（EU）第4次拡大：

オーストリア、スウェーデン、フィンランド

2004年（EU）第5次拡大：

ポーランド、チェコ、ハンガリー、エストニア、ラトビア、リトアニア、マルタ、キプロス、スロバキア、スロベニア

2007年（EU）第5次拡大：

ブルガリア、ルーマニア

2013年（EU）第6次拡大：

クロアチア

2019年1月31日：

英国のEU離脱

5 EUの機構改革

2004年及び2007年の拡大の結果、加盟国が27か国になったEUをより効率的・機能的にするため、EU関連条約の見直しが行われ、2007年12月に開かれた欧州理事会にて「リスボン条約」が署名され2009年12月1日に発効した。同条約の発効により、常任の欧州理事会議長への任命、EU外務・安全保障政策上級代表の任命、欧州対外活動庁の創設等機構改革及び共通外交・安全保障政策実施体制の強化、欧州議会・各国議会の権限強化等が行われた。

主要機関

1 欧州理事会（政治レベルの最高協議機関）

EU各国首脳、欧州理事会議長及び欧州委員長により構成（通常年4回開催）。欧州連合の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。共通外交安全保障政策の共通戦略を決定。

- 欧州理事会議長シャルル・ミシェル氏（Mr. Charles Michel、前ベルギー首相）（任期2年半、2019年12月に就任。）

2 EU理事会（決定機関）

EU各国の閣僚級代表により構成されるEUの主たる決定機関（外務理事会、総務理事会、経済・財政理事会等分野毎に開催される）。外務理事会の議長はジョセップ・ボレル・フォンテジェス（Mr. Josep Borrell Fontelles、前スペイン外相）外務・安全保障政策上級代表。それ以外のEU理事会の議長は半年交代の輪番制議長国閣僚（2020年前半クロアチア、2020年後半ドイツ、2021年前半ポルトガル、2021年後半スロベニア）。

3 欧州委員会（執行機関）

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成（各国 1 名の計 27 名、任期 5 年）。省庁に相当する「総局」に分かれ、政策、法案を提案、EU 諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行。

- 欧州委員長 ウェズラ・フォン・デア・ライエン氏 (Dr. Ursula von der Leyen、前ドイツ国防相)
- 欧州委員 (貿易担当) フィル・ホーガン氏 (Mr. Phil Hogan、前欧州委員 (農業担当)) 他

4 欧州対外活動庁 (執行機関)

リスボン条約に基づき 2011 年 1 月に正式発足した、EU 版外務省。職員は、欧州委員会、EU 理事会事務局、加盟国政府関係者から構成される。組織は、役員会 (Corporate Board) の下に、地域・機能毎にわかれた局があり、EU の外交政策を立案、執行する。

- 外務・安全保障政策上級代表 ジョセップ・ボレル・フォンテジェス氏 (欧州委員会上級副欧州委員長を兼務)

5 欧州議会 (諮問・共同決定機関)

諮問的機関から出発し次第に権限を強化、特定分野の立法における理事会との共同決定権、EU 予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等を有する。定員は 705 名 (2024 年 6 月まで)、比例代表制 (定員は各国の人口に配慮し配分、各国国内選挙法に基づき実施) により選出 (前回選挙: 2019 年 5 月)。

- 議長 ダビッド=マリア・サッソーリ氏 (David-Maria Sassoli、1 期目)

6 欧州連合司法裁判所

欧州連合司法裁判所 (CJEU)

EU 法の解釈等を行う EU の裁判所。ルクセンブルクに所在。司法裁判所及び一般裁判所で構成される。司法裁判所は各加盟国から 1 名の裁判官及び 11 名の法務官、一般裁判所は各加盟国から 2 名の裁判官から構成される (それぞれ任期 6 年)。司法裁判所は、一般裁判所の判決等の控訴に加え、先行判決 (加盟国の国内裁判所の事件で EU 法上の問題が含まれる場合に、EU 法の解釈を諮問できる制度)、加盟国による EU 法上の義務の不履行等について管轄権を有する。

7 その他

欧州中央銀行（本部：フランクフルト）、欧州会計検査院（本部：ルクセンブルク）、経済社会評議会（本部：ブリュッセル）、地域評議会（本部：ブリュッセル）、欧州原子力共同体（本部：ブリュッセル）、欧州投資銀行（本部：ルクセンブルク）等が存在

II EUの法制等の概要について

本節では、Official website of the European Union (http://europa.eu/index_en.htm. 最終閲覧日：2020年9月24日)におけるEU lawに関するウェブサイト(https://europa.eu/european-union/law_en)からダウンロードできる“The ABC of European Union law by Professor Klaus-Dieter Borchardt”(ダウンロードできるウェブサイト：<https://op.europa.eu/en/publication-detail/-/publication/5d4f8cde-de25-11e7-a506-01aa75ed71a1> : 最終閲覧日：2020年9月24日)中の記述及び日本の外務省のウェブサイトで掲載されている関連資料からの抜粋等を参考として、EUの法制等の概要について、紹介する。

1 EUの法制

上記の“The ABC of European Union law by Professor Klaus-Dieter Borchardt”によれば、EUにおける法制は、別記1に掲げられているものから由来しているとしている。

なお、後で紹介する労働安全衛生に関する法制は、主として、規則(Regulations)及び指令(Directives)であるが、そのEU加盟国に対する効力を含めて、別記2に収載するとおり外務省のウェブサイトの記述を紹介する。

(別記1)

項目	内容
第1次法制	EUの創設等を規定した基本的な条約。これらの条約については、日本の外務省のウェブサイトで記載されている内容を別記に示す。 (作成者補足：EU(欧州連合)では、次の二つの条約(ここでは英語版を引用する。)を基本的な条約とし、特に単に‘the Treaties’と総称している。 <ul style="list-style-type: none">● THE TREATY ON THE EUROPEAN UNION● THE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION
第2次法制	EUの国際的な協定
第3次法制	1 加盟国に対して拘束力のある法令 <ul style="list-style-type: none">● 規則(Regulations)● 指令(Directives)● 決定(Decisions) 2 加盟国に対して拘束力を持たない法令、勧告、意見、(加盟国間の)国際的な合意等 <ul style="list-style-type: none">● 委任法令、実施法令、その他の法令(Delegated acts, Implementing acts, Other acts)● 勧告(Recommendations)

- 意見(opinions)
- 機関間の合意(Interinstitutional agreements)
- 決議(Resolutions)
- 宣言(declarations)
- 行動計画(action programmes)

(別記2) 外務省の「EU 関連用語集」(掲載されているウェブサイト (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/keyword.html>)): 最終閲覧日: 2020年9月24日) から関連部分を抜粋したもの

項目	説明
欧州連合条約(作成者注: <i>THE TREATY ON THE EUROPEAN UNION</i> を指す。)(=マーストリヒト条約)	1993年発効のマーストリヒトで署名されたEUを創設する基本条約(通称「マーストリヒト条約」)。欧州共同体設立条約の一部を改正しつつ、政治、安全保障分野も対象とした共同体へ発展。 アムステルダム条約、ニース条約、及びリスボン条約といった改訂条約がある。
アムステルダム条約	EUの基本条約(欧州連合条約と欧州共同体設立条約及び欧州原子力共同体条約、欧州石炭鉄鋼共同体条約(2002年失効))の改正を行う条約。1997年署名、1999年に発効した。(2003年には、それを改正するニース条約、2009年にはニース条約を改正するリスボン条約がそれぞれ発効している。)
ニース条約	EUの基本条約(欧州連合条約、欧州共同体条約、欧州原子力共同体条約)を改正するもので、2001年2月署名、2003年2月発効。EU拡大を見据え、EUの意思決定手続の効率化及び機構改革を目指すもの(2009年12月にはニース条約を改正するリスボン条約が発効している)。
リスボン条約	2009年12月1日発効。正式名称は、「欧州連合条約及び欧州連合の運営に関する条約」。拡大したEUが新たな課題に対応する能力を強化することを目的とし、常任の欧州理事会議長任命、議長国制度の改革、意思決定手続の改善、外交実施体制の強化等を主な内容とする。
規則(Regulations)	EU法令の一つ。加盟国に対し、国内法への適用を待たずに直接拘束力を有する。
指令(Directives)	EU法令の一つ。加盟国を拘束するが、その具体的な形式及び手法は加盟国に委ねられる。適用にあたっては、加盟国内での実施手続(担保法の制定等)が必要。
決定(Decisions)	EU法令の一つ。決定は拘束力を持ち、決定において特定された対象にのみ適用され、一般には適用されない。

2 EU(欧州連合)における労働安全衛生に関するEUの規則及び(理事会)指令の根拠となる規定について

EU（欧州連合）が定めている労働安全衛生に関する法制は、Directives（理事会）（指令）によるものが多く、Regulations（規則）によるものは少ないが、これらはいずれもTHE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNION（この条約が採択されたのは、1957年3月25日にローマで行われたので、“ROME TREATY”と呼ばれることもある。また、この条約は、EUの発展とともにその後数次に渡る改正が行われており、これらの改正規定を含めてTHE TREATY ON THE FUNCTIONING OF THE EUROPEAN UNIONと呼ばれている。）が根拠となっており、特に同条約の第95条第3項（同条の第1項及び第3項の規定を次に引用する。）が根拠となっている。

Article 95

1. By way of derogation from Article 94 and save where otherwise provided in this Treaty, the following provisions shall apply for the achievement of the objectives set out in Article 14. The Council shall, acting in accordance with the procedure referred to in Article 251 and after consulting the Economic and Social Committee, adopt the measures for the approximation of the provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States which have as their object the establishment and functioning of the internal market.

(2. omitted)

3. The Commission, in its proposals envisaged in paragraph 1 concerning health, safety, environmental protection and consumer protection, will take as a base a high level of protection, taking account in particular of any new development based on scientific facts. Within their respective powers, the European Parliament and the Council will also seek to achieve this objective.

(上記の規定の日本語仮訳)

第95条

1. 第九十四条の規定を免除し、かつ、この条約に別段の定めがある場合を除き、第14条に掲げる目的の達成には、次の規定が適用されるものとする。理事会は、第251条の手続に従って行動し、経済社会委員会に諮問した後、国内市場の確立及び機能を目的とする加盟国において、法律、規則又は行政措置によって定められた規定を近似させるための措置を採択しなければならない。

2. 省略

3. 欧州委員会は、健康、安全、環境保護及び消費者保護に関する第1項で想定されている提案において、特に科学的事実に基づく新たな発展を考慮して、高いレベルの保護を基本とする。欧州議会及び理事会は、また、それぞれの権限の範囲内で、この目的を達成しようとする。

なお、これらのうち、規則によるものは、後にその概要を紹介することとしている次の二つである。

- REGULATION (EC) No 1907/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH), establishing a European Chemicals Agency, amending Directive 1999/45/EC and repealing Council Regulation (EEC) No 793/93 and Commission Regulation (EC) No 1488/94 as well as Council Directive 76/769/EEC and Commission

Directives 91/155/EEC, 93/67/EEC, 93/105/EC and 2000/21/EC

(化学物質 (品) の登録、評価、認可及び制限(REACH)に係る欧州化学物質庁を設立し、指令1999/45/EC を改正し、理事会規則(EEC) No 793/93 及び委員会規則(EC) No 1488/94、並びに理事会指令76/769/EEC、委員会指令91/155/EEC、93/67/EEC、93/105/EC 及び2000/21/EC を廃止する2006年12月18日付け欧州議会及び理事会規則(EC) No 1907/2006)

● **REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008**

(物質および混合物の分類、表示、包装に関する指令 67/548/EEC および1999/45/EC を改正し、廃止し、規則(EC) No 1907/2006 を改正する、2008年12月16日付け欧州議会および理事会規則(EC) No 1272/2008)